

# 総務委員会資料

## 平成28年第4回定例会提出予定議案の説明

### 議案第167号

川崎市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料3 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

平成28年11月25日

総務企画局

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市情報公開条例 平成13年 3 月29日条例第 1 号</p> <p>第 5 章 情報公開運営審議会 (情報公開運営審議会)</p> <p>第33条 この条例による公文書公開制度、個人情報保護条例による個人情報保護制度、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第 2 号。以下「会議公開条例」という。）による審議会等の会議の公開制度その他情報公開制度の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため、川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第28条第 1 項</u>に規定する評価書に関する事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p>	<p>○川崎市情報公開条例 平成13年 3 月29日条例第 1 号</p> <p>第 5 章 情報公開運営審議会 (情報公開運営審議会)</p> <p>第33条 この条例による公文書公開制度、個人情報保護条例による個人情報保護制度、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第 2 号。以下「会議公開条例」という。）による審議会等の会議の公開制度その他情報公開制度の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため、川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第27条第 1 項</u>に規定する評価書に関する事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。</p>

## 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="181 256 533 288">○川崎市個人情報保護条例</p> <p data-bbox="741 301 1122 333">昭和60年 6 月29日 条例第26号</p> <p data-bbox="170 392 517 424">(利用停止を請求する権利)</p> <p data-bbox="120 437 1122 692">第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関<sup>2</sup>に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="152 705 1122 1056">(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第11条第1項の規定に違反して目的外利用がされているとき、第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき当該保有個人情報の利用の停止、消去</p> <p data-bbox="208 1112 300 1144"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="120 1157 1122 1278"><u>この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1178 256 1529 288">○川崎市個人情報保護条例</p> <p data-bbox="1738 301 2119 333">昭和60年 6 月29日 条例第26号</p> <p data-bbox="1167 392 1514 424">(利用停止を請求する権利)</p> <p data-bbox="1122 437 2119 692">第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関<sup>2</sup>に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="1153 705 2119 1056">(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第11条第1項の規定に違反して目的外利用がされているとき、第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき当該保有個人情報の利用の停止、消去</p>

## 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成27年7月7日条例第44号</p> <p>○川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (略)</p> <p>第3条 川崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。 第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。 (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u> に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。 第8条第1項中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改め、同条第2項中「第2条第5号イ」を「第2条第6号イ」に改める。 第11条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。 第23条第1項中「する保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。 第30条第6項後段中「その旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとする。」を「保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)の訂正又は利用停止をしたときであつてはその旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとし、情報提供等記録の訂正をしたときであつてはその旨を請求者に通知するとともに、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者 <u>又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> (当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。」に改める。 第45条中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改める。</p>	<p style="text-align: right;">平成27年7月7日条例第44号</p> <p>○川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (略)</p> <p>第3条 川崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。 第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。 (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。 第8条第1項中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改め、同条第2項中「第2条第5号イ」を「第2条第6号イ」に改める。 第11条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。 第23条第1項中「する保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。 第30条第6項後段中「その旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとする。」を「保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)の訂正又は利用停止をしたときであつてはその旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとし、情報提供等記録の訂正をしたときであつてはその旨を請求者に通知するとともに、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者 <u>又は</u> 情報提供者 (当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。」に改める。 第45条中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改める。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="591 177 651 209">(略)</p> <p data-bbox="203 225 300 256"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="152 268 629 300"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1592 177 1653 209">(略)</p>